

# 台湾の脱炭素に向けた 方針と政策

2024年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部

#### 【免責条項】

本レポートは、公益財団法人日本台湾交流協会の協力を得て、台湾経済研究院に委託して作成したものです。

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| I. 台湾当局の方針および政策 .....          | 1  |
| 1. 2025年脱原発目標に向けた現状と課題.....    | 1  |
| 2. 「2050年ネットゼロ排出ロードマップ」概要..... | 6  |
| 3. その他の関連政策 .....              | 19 |

## I. 台湾当局の方針および政策

### 1. 2025 年脱原発目標に向けた現状と課題

#### (1)2025 年脱原発、再生可能エネルギー比率目標の概要

台湾経済部は、再生可能エネルギーの拡大、天然ガス発電の拡大、火力発電の削減、脱原発を主軸としたエネルギー転換政策を推進している。同政策により、安定した電力供給を確保しつつ、エネルギーの自立性を高め、電力システムの低炭素化を促進し、2050 年ネットゼロに向けた基盤を構築する方針である。

このうち、再生可能エネルギーの推進に向けては、経済部が 2025 年までに総発電量に占める再生可能エネルギーの割合を 20%に、再生可能エネルギー発電の設備容量を 29 ギガワットに引き上げる計画を打ち出している。なかでも、技術が比較的成熟している太陽光および風力発電の導入を積極的に推進しており、2025 年には太陽光発電の設備容量は 20 ギガワットに、洋上風力発電の設備容量は 5.7 ギガワット以上となる見込みである<sup>1</sup>。

経済部エネルギー局が公表した「2021 年全国電力資源供需報告」では、上述の 2025 年までの再生可能エネルギーの割合に関する目標値（総電力量に占める割合 20%）の達成は困難と指摘しており、その主な要因として、（期限年までは）経済の高成長期に当たると見込まれることから、電力需要の増大が続き、これに伴い総発電量の増加も必要となる点を挙げている。また、再生可能エネルギー発電の設備容量は 2025 年までに目標を達成したとしても、多くが当年末に系統連系を開始し（特に洋上風力発電）、発電量増加への寄与が可能となるのは翌年以降となる点も考慮し、2025 年における再生可能エネルギー割合の予測値を 15.1%とした。

#### (2)太陽光発電の導入目標および達成状況

##### (ア)2025 年太陽光発電目標の関連政策概要と近年の導入状況

再生可能エネルギー発電の設備容量は、2022 年 11 月末までに累計約 1 万 3,580 メガワットに達し、うち太陽光発電は約 9,251 メガワットを占め、2016 年（約 1,250 メガワット）と比較して 7.4 倍に増加した<sup>2</sup>。2025 年の設置目標（20 ギガワット）に向け、関連法規を改正し、グリーンエネルギー推進に良好な環境を創出する方針。

i).2025 年に屋上型太陽光発電施設の設備容量を 8 ギガワットに引き上げる。農業用施設、工業用施設、学校、公共建築物等での設置を拡大する。

<sup>1</sup> [経済部ウェブサイト](#)による。

<sup>2</sup> [経済部能源局エネルギー統計專區](#)のデータに基づく。

- ii).2025年に地上設置型太陽光発電施設を12ギガワットに引き上げる。専門エリアを計画・設置し、政府は行政手続き面の問題解決にあたり、事業者は土地統合を進める。各関係部門および地方自治体が連携して目標達成に努め、「漁電共生型<sup>1)</sup>」、浄化・修復された汚染地、国有非公用地、屋外にある屋根付きの球場など、社会的合意が形成され、環境・生態争議がないプロジェクトを優先的に推進する。
- iii).「漁電共生型」の事業については、経済部と農業委員会が2020年に4,702ヘクタールの漁電先行エリアを共同で発表した。その後、2021年および2022年に1万1,219ヘクタールの同エリアをさらに発表し、計画・設置を引き続き進めている。

#### (イ) 目標達成に向けて直面する課題

台湾核能研究所が2019年4月に公表した分析レポート<sup>2)</sup>によると、第一世代のシリコン太陽電池の技術はすでに成熟しており、市場占有率が最も高いことから、当局が購入する系統連系型の太陽光発電は当該技術が中心になると予想されている。台湾は、太陽光発電に係る生産サプライチェーンを有しているが、他方で、太陽光発電の電力システムへの系統連系が課題とされている。太陽光発電所に必要な設置面積は比較的大きく、建設可能な場所の多くは既存の送配電システム上にないため、電力基礎工事が不十分である。また、送電塔、変電所の建設にあたっては市民から反対を受けるケースが多いことから、建設工事に比較的時間を要するとされる。

### (3) 風力発電の導入目標および達成状況

#### (ア) 風力発電4年推進計画の概要と近年の導入状況

台湾は2017年に風力発電4年推進計画を発表した<sup>3)</sup>。これには「行政法規の調整」と「インフラ建設の推進」の二大方針が含まれる。

##### i).行政法規の調整

- ブロック開発政策の環境影響評価：政策の環境影響評価に関する意見を後続プロジェクト開発の参考および高官の指導原則とし、プロジェクトの環境影響評価における審査を加速させる。
- 航路空間の競合：「洋上風力発電推進会報」と航港局（Maritime Port Bureau, MOTC）の協議により、航路計画と洋上風力発電所関連の航路安全規範を決定する。

<sup>1)</sup> 「漁電共生型」の太陽光発電事業とは、養殖池の上に太陽光パネルを設置して漁業と発電事業を並行して営むもの。

<sup>2)</sup> 核能研究所「台湾における地上設置型太陽光発電の現況と挑戦」（2019年4月）

<sup>3)</sup> 経済部「エネルギー転換白書」（2020年11月）

- 漁業権の補償と還元：農業委員会は漁業補償基準に基づき、事業者と漁業組合の協議を指導するとともに、電気事業法に沿った地方還元メカニズムを実施。中央当局および地方自治体、利害関係団体により還元金の使用方法について共同で研究・協議を行う。特別支出金により洋上風力発電と漁業の共存共栄を促進し、持続可能な漁業の目標を達成する。

行政手続き：行政院会議決議に基づき、関連省庁は並行審査メカニズムにより洋上風力発電関連の審査業務に協力する。

## ii).インフラ建設の推進

- 港湾および専用埠頭：台中港に施工・組立埠頭、興達港に水中基礎埠頭、彰化漁港に運用・保守埠頭を建設する。
- 産業特区：台中港「工業專業区」に産業特区を設け、関連産業の発展を促す。
- 作業船隊：洋上風力発電海事工程産業連盟（M Team）を通じて、台湾作業船舶を統合して船隊を組織するように台湾国際造船（CSBC Corporation, Taiwan）を指導する。
- 送配電網：桃園（0.64 ギガワット）、彰工（2 ギガワット）、彰一（2.5 ギガワット）、永興（2 ギガワット）に陸上の系統連系施設を建設し、2025年までに合計 7.14 ギガワットの系統連系容量を整備する。

2025年の風力発電全体の累計目標は 6.5 ギガワットである。うち、陸上風力は 886 メガワット、洋上風力は 5.6 ギガワットを計画。洋上風力発電<sup>1</sup>では 2022 年末までに累計 200 基の風力原動機の建設完成、2025 年までに累計設備容量 5.6 ギガワットを目標として、「第 1 段階：実証奨励フェーズ、第 2 段階：ポテンシャルフェーズ、第 3 段階：ブロック開発フェーズ」の 3 段階の戦略により推進を図る。これにより、内需市場を創出し、台湾域内サプライチェーンの技術力の向上を図るとともに、洋上風力発電産業の現地化を実現し、台湾がアジア・太平洋地域の洋上風力発電産業クラスターの要となるよう推進する<sup>2</sup>。

- **第 1 段階 実証奨励フェーズ**：実証事業への補助により、洋上風力発電市場への事業者参入を促すフェーズ。

同フェーズには 2 つのプロジェクトが位置付けられる。2019 年 12 月に台湾初の商業規模の洋上風力発電所として海洋風電（フォルモサ 1）が完成し商業運転を開始（合計設備容量は 128 メガワット、2016 年 10 月に 1 期として設置した 8 メガワット分を含む）。また、台湾電力による実証風力発電所が 2021 年 12 月に商業運転を開始（設備容量は 109.2 メガワット）。

<sup>1</sup> 經濟部能源局「2021 年度全国電力資源供需報告」

<sup>2</sup> 經濟部「施政報告第 10 回第 6 会期」（2022 年 10 月 5 日）

- **第2段階 ポテンシャルフェーズ**：経済部は2018年に洋上風力事業者に対し、5.5ギガワットの開発権利付与を実施。同権利付与を受けた施設が2021年から2025年にかけて順次商業運転を開始予定。うち3ギガワット分については選定された事業者が国産化の任務を担い、技術力および台湾域内のサプライチェーン発展を推進する。経済部は各担当事業者の申請・設置の進捗状況を定期的にフォローし、行政手続き面の障害を迅速に取り除き、各開発案件のスムーズな進行を確保する。
- **第3段階 ブロック開発フェーズ**：第2段階のポテンシャルフェーズを通じ構築された台湾域内サプライチェーンを基礎として、同フェーズにおけるプロジェクトの継続を中心とする。

産業関連政策は25の基幹発展項目および56の追加項目を制定。2026年から2035年までに、毎年1.5ギガワット規模の洋上風力発電設備を建設し、長期的に安定した市場を確立。域内サプライチェーンの持続可能な発展をサポートする。2035年までに設備容量を少なくとも累計20.6ギガワット、年間発電量を773億キロワット時、年間炭素排出削減量を3,880万トンに引き上げ、累計3兆2,000億台湾元の投資を促す。

#### (イ) 目標達成に向けて直面する課題

##### i). 行政法規面の課題：

台湾西部海域は生態資源が豊富で漁業、海事活動が盛んである。従来の航路が多いうえ、沿岸海域のほぼ全域を覆うように船舶航跡が錯綜している。洋上風力発電所ブロック設置計画において、国防、交通安全およびその他の経済開発を考慮し、法規により保護、禁止、建築制限とされている範囲を回避する以外に、海域の利用状況も考慮する必要がある。しかし、各海域の利用における主管機関、職務、管理目的がそれぞれ異なり、既存の洋上風力発電所の申請・設置過程は内政部、財政部、国防部、交通部、経済部、環境部、農業部漁業署および各縣市当局の関連業務に関わっていることから、利害関係団体が多く、洋上風力発電所開発のリスクと難易度を高くしている。

##### ii). 技術面の課題：

- 風力発電所調査と環境評価：台湾は長期的かつ完備した海域環境と生態に関するデータが不足しており、洋上風力発電所の開発コストおよびリスクが高い。
- 風力発電所細部設計：台湾の地域特性は欧米と明らかに異なる。例えば、例年夏から秋にかけて台風や地震が頻発し、洋上風力原動機的设计においては、台風、地震、地震による液状化を特に考慮する必要がある。国際規格において、これらの特殊条件は詳細な説明が無く、設計リスクを高めている。
- 海洋土木工事作業船と設置技術：台湾の既存船舶設備では洋上風力発電所開発の需要を満たすことができない。台湾企業は域外船舶の調達またはリースを行っているが、コストが極めて高く、大規模な域内海洋土木工事作業船の確立が急務である。

- 洋上風力発電所の運営と保守：台湾企業は、洋上風力発電所運営管理戦略計画とコスト分析技術を備えているが、ユニットや設備の監視・保守に関する技術力を整える必要がある。
- 洋上風力発電関連インフラ：2026年以降のブロック開発需要および浮体式洋上風力発電技術の発展に対応し、台湾洋上風力発電港湾インフラおよび後背地をさらに拡大する必要がある。

#### (4)2025年のエネルギー転換目標の達成に向けた展望

経済部が推進するエネルギー転換計画では、2025年までに発電量に占める各電源の割合について、再生可能エネルギーを20%、ガス燃料を50%まで引き上げ、石炭燃料を30%まで低減することを目標としている<sup>1</sup>。

2022年度の総予算案全体評価報告<sup>2</sup>では、2025年までの発電量に占める各電源の割合について、石炭燃料が32.9%、天然ガスが49.2%、原子力が1.0%、石油が0.6%、揚水発電が1.0%、再生可能エネルギー15.3%との予測を示している。

また、当該報告では、原子力発電の割合0%の達成は2026年になると予測。2017年に発表された2025年までの脱原発およびエネルギー転換目標の達成は難しいとの見方を示している。

#### (5)台湾当局の電力安定供給政策

電力の安定供給の確保は産業発展の基礎であり、経済部は「電気事業法」の規定に基づき、毎年長期の電力負荷予測および電源開発計画を策定し、電力の安定供給を確保している。具体的な方法と計画は以下の通りである<sup>3</sup>。

- (ア) 毎年ローリング方式により、経済・気温・人口および重要産業の工場拡張需要を検討して長期負荷予測を行う。
- (イ) 国家のエネルギー転換の方針に沿って、再生可能エネルギーを中心にクリーンな天然ガス発電を組み合わせた長期的な電源開発ロードマップを計画する。
- (ウ) 管理策を強化し、各エネルギー供給施設の設置・建設について、必ず期日通りに完成するよう要求する。
- (エ) 長期的な電力の安定供給に向けては、台湾中油（台湾最大手の石油・ガス会社）の第3液化天然ガス受入基地の建設、ガス源・ユニットの柔軟な配置、デマンドレスポンスの取り組み強化、蓄電設備の設置加速など以下i).~v).を実施する。

- i). 第3液化天然ガス受入基地の建設：台湾における受入基地は、高雄永安、台中の2カ所に限られ、北部の天然ガス需要は両基地からの供給に頼る必要がある。ガスの安定供給と地域の均衡を図るとともに、桃園大潭発電所へのガス供給のため、台湾

<sup>1</sup> 経済部能源局「[経済部が推進するエネルギー転換に関する補足説明および化石燃料削減のロードマップ](#)」(2017年5月17日)

<sup>2</sup> 立法院予算センター「[2022年度中央総予算案全体評価報告](#)」

<sup>3</sup> 経済部「[施政報告第10回第6会期](#)」(2022年10月5日)

当局は桃園市觀塘工業区に3番目となる受入基地の建設を決定。計画通り2025年にガス供給を開始した場合、年間生産能力は150万トンとなる。

- ii). ガス源/ユニットの柔軟な配置：第3液化天然ガス受入基地を外側へ移動させる間（藻礁を避けて455メートル外側へ移動）、台湾中油は船舶スケジュールの調整を通じて、天然ガス供給を最大化する。台湾電力は大潭発電所の高効率ユニットを優先的に発電させて、全体の発電量増加に協力する。
- iii). デマンドレスポンスの強化：電気料金優待、製造プロセス移転奨励等のデマンド管理策を通じて、夜間の電力需要を最大150万キロワット減少させる。
- iv). 蓄電設備の設置増加：2025年の系統用蓄電池の設置目標は150万キロワットを計画。台湾電力による自社建設および外部からの購入で獲得する100万キロワット分に加えて、太陽光発電により蓄電する50万キロワットが含まれる。
- v). 石炭燃料からバイオマス燃料への変更：興達石炭燃料1号機（50万キロワット）を興達バイオマス発電所に改築する。

この他、石炭燃料を減らし天然ガスを増加させるエネルギー政策に従い、台湾電力の大潭、興達、台中、協和、通霄および民営の森霸電力などのガスタービン・コンバインドサイクル発電プラントを徐々に増加させる計画。2022年から2028年にかけて天然ガス発電は1,697万キロワットの純増が見込まれる。

## 2. 「2050年ネットゼロに向けたロードマップ」概要

### (1) 背景および目標

台湾の2019年における温室効果ガス総排出量は、287.06メガトン炭素換算量(MtCO<sub>2e</sub>)で、二酸化炭素吸収源(21.44 MtCO<sub>2e</sub>)を差し引いた後の純排出量は265.62 MtCO<sub>2e</sub>となり、基準年(2005年)と比較して約1.1%減少した。

各温室効果ガスの排出量は、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)が95.3%を占め最大(主にエネルギー燃焼による排出)、次いで亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)1.7%、メタン(CH<sub>4</sub>)1.7%、有機フッ素化合物(PFCs)0.5%、代替フロン類(HFCs)0.4%、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)0.3%、三フッ化窒素(NF<sub>3</sub>)0.2%である。

部門別で見ると、製造部門(147.46 MtCO<sub>2e</sub>)が最大で総排出量の約51.4%を占め、次いで建築部門19.4%(55.34 MtCO<sub>2e</sub>)、エネルギー部門(個人使用)13.2%(37.88 MtCO<sub>2e</sub>)、輸送部門12.9%(36.99 MtCO<sub>2e</sub>)、農業部門2.2%(6.37 MtCO<sub>2e</sub>)、環境部門0.9%(2.70 MtCO<sub>2e</sub>)となっている。

電源構成では、2021年の台湾の総発電電力量は2,909億キロワット時で、そのうち、石炭燃料(53.2%)、石油(2.2%)、天然ガス(44.7%)などを含む火力発電が83.4%

と最も大きな割合を占める。次いで、原子力発電が 9.6%、再生可能エネルギーが 6.0%、揚水発電が 1.1%となっている<sup>1</sup>。

再生可能エネルギーの内訳は、太陽光発電が 79.7 億キロワット時と 45.7%を占めており、次いで廃棄物エネルギーが 20.7%、一般水力発電が 19.9%、風力発電が 12.7%を占める。

台湾の国家発展委員会などは 2022 年 3 月 30 日、「2050 年ネットゼロ排出ロードマップ」を発表。2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けた具体的な道筋および取り組み方針を示した。

同ロードマップでは、二酸化炭素の排出量がとりわけ多い電力分野において、総電力に占める再生可能エネルギーの割合を約 60~70%に引き上げる方針が示されている。このほか、水素エネルギーを 9~12%に、さらに火力発電については、炭素の回収・貯蔵・再利用（CCUS）技術とセットで行うとし、割合を 20~27%とした。

## (2)4 大戦略、2 大基礎、12 項目のキー戦略の概要

同ロードマップでは、「4 大戦略」と「2 大基礎」を柱として、取り組みを推進する方針が示されている。「4 大戦略」とは、「エネルギー転換」「産業転換」「生活転換」「社会転換」の 4 つの転換戦略を指す。また、「2 大基礎」とは、「関連科学技術の研究開発」と「関連法制度の整備」を指す。

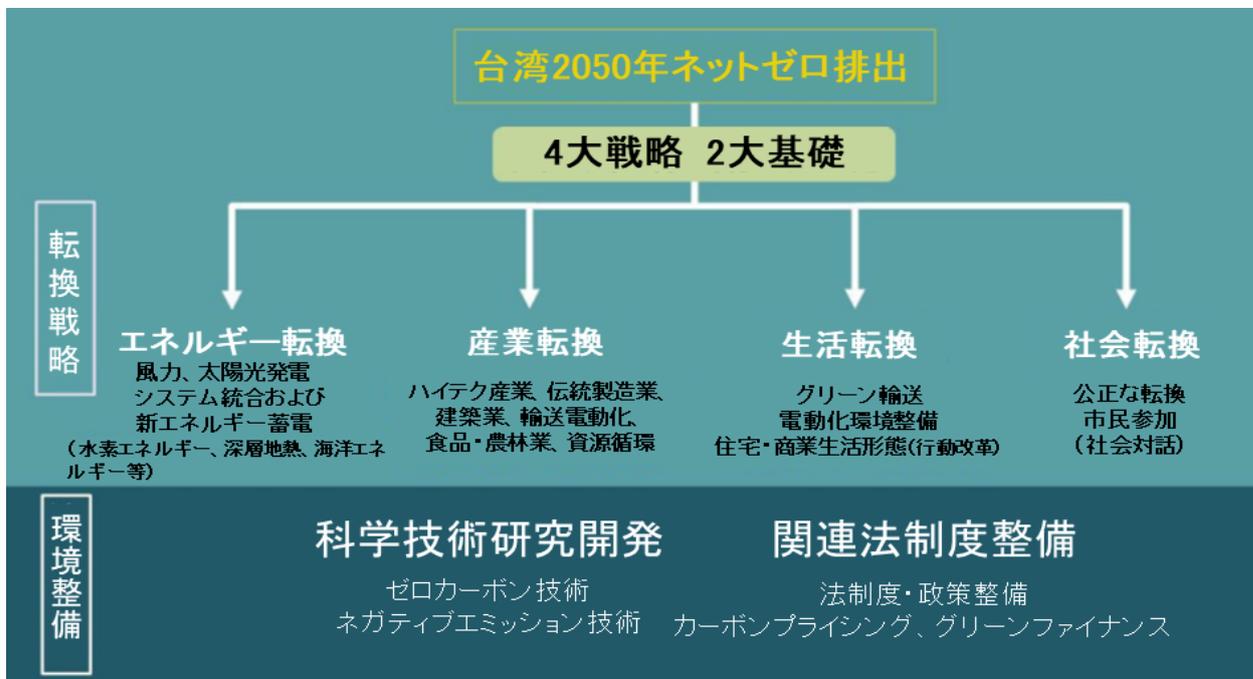
また、「4 大戦略」と「2 大基礎」を補完する「12 項目のキー戦略」を策定し、重要分野に関してアクションプランを制定。ネットゼロ排出を実現する<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> [經濟部能源局エネルギー統計專區](#)

<sup>2</sup> 国家発展委員会、行政院環境保護署、經濟部、科技部、交通部、内政部、行政院農業委員会、金融監督管理委員会「[2050 年台湾ネットゼロに向けたロードマップおよび戦略の総説明](#)」（2022 年 3 月 30 日）

図1 台湾の2050年ネットゼロ排出に向けた「4大戦略」および「2大基礎」



出所：国家發展委員会

(ア) 4大戦略

i). エネルギー転換戦略：

- ゼロカーボンエネルギーシステムの構築…再生可能エネルギーの最大化、低炭素・カーボンフリーのガス発電、石炭火力発電の脱石炭化・脱炭素化、ゼロカーボン燃料供給体制の構築、ゼロカーボンエネルギー運用空間の増加に寄与する先進技術の導入
- エネルギーシステムの強靱性向上…再生可能エネルギー電力系統インフラの拡大、再生可能エネルギー用蓄電設備の拡大
- グリーン成長の創…グリーンエネルギー産業エコシステムの構築、脱炭素エネルギー投資と国際連携の促進

ii). 産業転換戦略：

- 製造部門…製造プロセス改善、エネルギー転換、循環経済

- 商業部門…設備またはオペレーション改善、低炭素エネルギーの利用、ビジネスモデルの低炭素化、グリーンビルディング
- 建築部門…新築建築物のエネルギー効率向上、既存建築物のエネルギー効率改善、家電・設備のエネルギー効率向上、省エネ・低炭素建築のための新技術および工法の研究開発と応用促進
- 輸送部門…輸送機器の電動化、人中心のグリーン輸送および自家用車・バイク管理

iii).生活転換戦略：

- 市民との対話を通じた「2050年ネットゼロ排出」の合意形成
- 「所有」に代わり「使用」するライフスタイルの確立、ゼロウェイスト・低炭素食習慣の醸成、新旧建築物のZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギービル）化・低炭素化、輸送ネットワークの共有推進など、「ネットゼロ生活」のためのさまざまな方法を市民が考えるよう促す。

iv).社会転換戦略：

- 「誰も置き去りにしない」公正な転換の原則を構築。公正な転換および市民参加による社会支援システムを確立。

(イ) 2 大基礎

i).科学技術の研究開発：

- 目標実現に向けた関連技術として、以下の5大分野における技術の発展を推進。
  - 持続可能エネルギー分野：電力系統統合
  - 低炭素分野：低炭素製造プロセス、グリーンビルディング、グリーン輸送
  - リサイクル：エネルギー資源再利用
  - カーボンネガティブ：二酸化炭素回収・貯留、自然の二酸化炭素吸収源
  - 社会科学：ネットゼロ排出政策の評価、調整、地域計画

ii).関連法制度の整備：

- 気候変動に関する法的基盤の強化…炭素削減のための基本法の見直しを優先し、現行の「温室効果ガス削減および管理法」を「気候変動対応法」へ改正するとともに、再生可能エネルギー、エネルギー管理、輸送、住宅などの関連法を整備する。

- グリーンファイナンスの実施推進...グリーンファイナンス推進の継続、持続可能な金融評価のための計画。

(ウ)12 項目のキー戦略

(ア) (イ) を補完する「12 項目のキー戦略」を策定し、各省庁のリソースを統合して個人、企業、関連 NGO をサポートする (図 2)。各項目の詳細については、以下 i).~xii).のとおり。

図 2 12 項目のキー戦略



出所：国家發展委員会

i).風力発電、太陽光発電：

- 風力発電と太陽光発電を、再生可能エネルギー発展の主力に据える。
- 風力発電は、大型化および浮体式洋上風力原動機を推進する。洋上風力発電の設備容量を 2030 年に 13.1 ギガワット、2050 年に 40~55 ギガワットに引き上げる。
- 太陽光発電は、土地利用の多様化により設置面積を拡大し、次世代の高効率太陽光発電へ置き換える。太陽光発電の設備容量を 2030 年に 30 ギガワット、2050 年に 40~80 ギガワットに引き上げる。

ii).水素エネルギー：

- 水素エネルギーは、産業用ゼロカーボン製造工程の原料、輸送とゼロカーボン燃料発電などの分野で利用する。
- 輸入グリーン水素を主な供給源として、台湾の再生可能エネルギーで産出した水素を合わせて、水素エネルギーの受け入れ・輸送・貯蔵等のインフラおよび水素エネルギー利用システムを段階的に構築する。

iii).将来的なエネルギー（地熱、海洋エネルギー、バイオマスエネルギー）：

- 再生可能エネルギーの選択肢を増やすため、ベースロード電源である地熱や海洋エネルギーを将来的なエネルギーとして重点的に推進。モデル検証やブロック開発を推進するとともに、関連のグリーンエネルギー産業発展を促す。
- また、バイオマスエネルギーの使用を拡大し、台湾における資源循環利用と輸入などの方法と合わせて供給源の安定化を図るとともに、先進バイオマスエネルギー技術の研究開発を進める。
- これら将来的なエネルギーの設備容量を 2050 年に 8~14 ギガワットに引き上げる。

iv).電力系統と蓄電システム：

- 分散型グリッドの推進とグリッドの強化を行う。電力網のデジタル化と運用の柔軟性向上を推進し、グリッドの適応力を向上させる。ICT や IoT 技術を活用してシステム統合を促進する。蓄電システムの設置拡大、蓄電の重要技術を発展させ、蓄電システムのビジネス化に向けたインセンティブを構築する。

v).省エネルギー：

- 製造業、家庭、業務サービス、輸送の部門横断により、成熟した技術の応用を迅速に拡大し、エネルギー使用効率を向上させる。経済的インセンティブ、教育指導、義務的規制などの対策を通じて、高効率設備の市場浸透率を加速させる。同時に革新的なエネルギー効率技術を発展させ、将来的な技術を段階的に導入することで、需要面におけるエネルギー使用効率を全面的に向上させ、ネットゼロ排出目標の達成に貢献する。

vi).二酸化炭素回収・利用・貯留（Carbon Capture, Utilization and Storage, CCUS）：

- CCUS により産業およびエネルギー施設から排出される炭素を除去する。CCUS 活用技術を優先的に発展させ、化学原料・建築材料として炭素循環バリューチェーンを構築する。台湾域内における炭素貯留可能な地域を開発し、安全性検証エリア計画を展開する。

vii).輸送機器の電動化およびゼロカーボン化：

- 電動自動車関連の川上・川下産業を発展させる。技術の成熟度に応じて、バイク、乗用車、バスにおける将来の市場シェア目標を設定し、蓄電、充電スタンド、建築物内の安全な充電設備などのインフラ技術の研究開発と設置を統合する。
- 長距離移動のための大型バス、大型トラックの電動化は、産業技術に応じて導入と推進を行う。

viii).資源循環と廃棄ゼロ：

- 製品の源流における削減を強化し、グリーンデザインおよびグリーン消費を促進する。
- 廃棄資源、材料のリサイクルにより、資源の持続可能な循環利用を強化する。川上・川中・川下産業の連携により、資源循環産業チェーンを構築し、技術研究開発と制度革新を投入して、資源循環効率を向上させる。製品設計、資源循環、産業連携、技術革新の四大方針から、廃棄ゼロの持続可能な資源循環の時代を創り上げる。

ix).自然の二酸化炭素吸収源：

- 造林および関連する管理事業により大気中の二酸化炭素濃度を低下させる。カーボンネガティブな農法および海洋生息地、動植物の保全技術を確立し、生物多様性の保護、土壌流失の回避、森林保全および炭素吸収源エコシステムの保護により、炭素吸収機能を強化する。

x).ネットゼロ排出のグリーン生活：

- 「ネットゼロ排出のグリーン生活」を推進して、衣食住や交通の各方面から市民との対話を通して合意形成、教育普及を進める。行動変革により低炭素ビジネスモデルを構築し、グリーン生活産業チェーンを創造する。

xi).グリーンファイナンス：

- 金融市場の力を利用して経済をネットゼロ排出へ導く。金融業と産業の気候変動に対する強靱性を高めて、完全かつ持続可能な金融エコシステムを構築する。
- 上場企業に対して温室効果ガスインベントリおよび検証を計画通り完了するよう促し、情報開示を強化する。台湾タクソノミー<sup>1</sup>の推進を継続して、各社の転換を導く指針とする。

<sup>1</sup> サステナブルファイナンスの対象となる「持続可能性に貢献する経済活動」を分類・列挙したもの

xii).公正な社会の転換：

- 「誰も置き去りにしない」を公正な社会の転換の目標とし、ネットゼロ排出の過程における政策目標のバランス追求、公正な社会分配、利害関係の包括性に尽力する。

### (3)各分野における目標および行動計画の概要

(ア) エネルギー分野：

i).ゼロカーボンエネルギーシステム構築：

- 短期・中期的には 2030 年までに再生可能エネルギーを最大限に活用し、すでに技術が成熟している太陽光発電および風力発電を優先的に設置する。太陽光発電は、2025 年に設備容量を累計 20 ギガワット、2026～2030 年にかけて毎年 2 ギガワット設置の目標達成に尽力する。洋上風力発電は、2025 年に累計 5.6 ギガワット、2026～2030 年にかけて毎年 1.5 ギガワット設置を目標とする。
- 長期的には 2030 年以降、将来的な技術である地熱および海洋エネルギーと合わせて、バイオマスエネルギーの使用を拡大する。2050 年にこれら将来的なエネルギーの設備容量を 8～14 ギガワットとする。
- ガス発電は、低炭素化、ゼロカーボン化を進める。石炭火力発電は、脱石炭、脱炭素を段階的に進める。ゼロカーボン燃料供給体制を構築し、ゼロカーボンエネルギー運用空間を増加する先進技術を導入する。

ii).電力の安定供給確保に向けたエネルギーシステムの強靱性の向上：

- 今後の再生可能エネルギーの割合上昇に対応するため、再生可能エネルギーの電力網インフラを優先的に拡充し、再生可能エネルギーのフィーダー線のネットワーク設置を拡大する。
- 高圧直流電力系統設置のフィジビリティスタディ、電力系統の対応力強化と電力系統のデジタル化整備を進める。
- また、再生可能エネルギー源の変化に応じて必要となる蓄電などの柔軟な資源計画を拡大。再生可能エネルギーの予測技術を洗練化し、スマートメーターの設置や、AI、ビッグデータの応用、IoT 技術を通じた発電・蓄電・需要サイドの資源統合を強化し、スマート配電を推進。電力系統を集中型から分散型へ転換することで、電力システムの強靱性を向上させる。

iii).グリーン成長の創出：

- 台湾の強みである技術を発展させ、グリーンエネルギー産業のエコシステムを構築する。短期・中期的には、台湾の強みである脱炭素エネルギー技術の発展ロードマップと戦略の青写真を確立する。
- 次世代の洋上風力原動機の基幹部品の国産化に向けた開発力を確立し、台湾をアジア・太平洋地域における洋上風力発電産業の要とする。

- このほか、官民によるグリーンエネルギー投資の促進により、エネルギーシステムのネットゼロ排出に投資する。国際連携メカニズムを確立し、台湾の強みである炭素削減技術とサービスの普及を推進する。

iv).水素エネルギーの供給体制の構築：

- 「経済部水素エネルギー推進チーム」を設立して、台湾の短期・中期的な水素エネルギー供給推進戦略を検討および協議し、水素供給源設置とインフラ計画を進め、オーストラリア、日本、ドイツなどと水素エネルギー分野で連携する。

iv).CCUS カーボンネガティブ技術応用推進：

- 炭素回収・再利用技術の研究開発を加速し、応用範囲を拡大する。台湾の二酸化炭素貯留適地を開発し、安全性検証エリアを整備する。

(イ) 製造分野：

国際的なネットゼロ排出の動向に対応するとともに、台湾の2050年ネットゼロ排出目標の達成に向け、経済部は、公共設備における効率基準の増訂を継続して、低効率設備の市場参入を防ぐ。エネルギーの大口使用者に対して、年間平均1%の節電を行うよう指導し、目標の引き上げを適宜検討する。また、産業部門は「排出量の減少から取り組み、次いでネットゼロ排出を目指す」を推進戦略とする。

i).製造プロセス改善：

- 短期的には、設備の入れ替えや省エネルギースマート管理の導入を中心とする。
- 長期的には、水素技術の開発応用およびフッ素ガス削減など、革新的技術を発展させる。

ii).エネルギー転換：

- 短期的には、主に天然ガスおよびバイオマス燃料の使用拡大に取り組む。
- 長期的には、100%グリーンエネルギーの使用およびゼロカーボンエネルギーの応用などを目指す。

iii).循環経済：

- 短期的には、主に原料の代替、固体回収燃料（SRF）の使用、資源統合を行う。
- 長期的には、二酸化炭素回収・再利用（CCU）など、ブレイクスルー技術の開発・応用を目指す。

(ウ) 商業分野：

i).設備または運用の改善：

- 冷凍・冷蔵設備の改善を中心とする。エネルギーの大口使用者に対して年間平均1%の節電実行を指導し、設備のエネルギー効率管理、旧設備の入れ替え指導や補助を推進してエネルギー使用効率の向上を図る。
- 主な推進策として、空調と冷蔵設備のエネルギー効率向上の推進、空調システムの最適化、LED・高性能照明器具の採用が含まれる。

ii).低炭素エネルギー使用：

- 企業に対し、低炭素エネルギーの使用を段階的に指導する。
- 主な推進策として、事業者の輸送機器の電動化、ガス燃料・高性能ボイラへの入れ替え、エネルギー大口使用者のグリーンエネルギー使用が含まれる。

iii).低炭素型ビジネスモデルへの転換：

- 全面的な炭素削減を達成するため、ビジネスモデルから着手して企業のスマート技術およびネットゼロ技術を導入した経営形態、現場の調整および管理を指導する。
- エネルギー大口使用者をまずターゲットとして、スマートエネルギー管理システムなどのスマート設備を導入する。
- グリーン消費の普及イベントを開催し、金融ツールや消費還元インセンティブの提供を組み合わせ、消費者がカーボンラベル（低炭素ラベル）の付いた製品やサービスを選択するよう促し、低炭素ロールモデルとする。

iv).グリーンビルディング：

- 建築物の新築時には、グリーンビルディングの断熱関連基準への適合が求められ、既存建築物への適用も段階的に拡大する。
- また補助金交付により、グリーンビルディングの普及と審査を強化し、事業者に対して、建築物エネルギー効率等級などの申請を指導する。新築建築物および既存建築物の外壁断熱の強化を促進して、ゼロエネルギービルを普及する。

(エ)住宅分野：

台湾の ZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギービル）に向けたロードマップは、国際標準に合わせるため、日本、米国、EU および国際エネルギー機関（IEA）など、国際的な発展のコンセプトを参考としている。まず、建築物で 50%の省エネを行い、残りの電力消費は、グリーンエネルギーによりカーボンニュートラル、さらにはネットゼロ排出を実現する。2050年には、新築建築物の100%および既存建築物の85%以上を Nearly ZEB（ZEB に限りなく近い建築物）とする。

i).新築建築物のエネルギー効率向上：

- 建築物のエネルギー効率評価およびラベリング制度を確立し、現行のグリーンビルディングラベリング制度に組み込んで実施する。公共建築物のエネルギー効率向上を率先して進め、民間建築物における取り組みを促す。
- 建築物の建て替えを奨励し、都市再生および老朽建築物のグリーンビルディング・スマートビルディングラベル取得を奨励して、建築物のエネルギー効率を向上を図る。建築物の省エネルギー法令を強化し、建築エネルギー効率等級管理規定を導入する。

ii).既存建築物のエネルギー効率改善：

- 既存の公共建築物のエネルギー効率評価および改善を段階的に義務化し、民間の既存建築物のエネルギー効率向上に対して補助金の支給する。また、省エネルギー効果保証プログラム（ESCO）の推進、企業の社会的責任報告書（CSR）への建築物のエネルギー効率の記載奨励などを行う。

iii).家電・設備のエネルギー効率向上：

- 家電製品のエネルギー効率基準を段階的に引き上げ、物品税の租税優遇評価の継続、ビル内駐車場の充電設備の確保などを進める。

iv).建築物の省エネルギー・炭素削減新技術および工法の研究開発と応用推進

(オ) 輸送分野：

産業転換戦略における輸送機器の電動化のほか、生活転換戦略と合わせて輸送活動の減少に向けた取り組みも求められる。

i).輸送機器の電動化：

- 2050年には電動自動車などの低炭素車両が輸送機器の主流となる。輸送機器電動化戦略には、電動自動車の市場シェア拡大、台湾での市場需要の創出、電動自動車製造の現地化の推進、電動自動車の使用環境整備、車両の炭素排出量管理の強化が含まれる。

ii).人中心のグリーン輸送：

- 公共交通機関の利用促進、歩行環境整備、自転車利用環境整備。

iii).自家用車・バイク管理：

- 自家用車の使用管理やカーシェアリング・バイクシェアリングを推進。

#### (4)ロードマップ達成に向けた課題と対応策

前出の「2050年ネットゼロ排出ロードマップ」を進める上では、中央レベルでの体系的な計画および具体的なアクションプランが必要となる。以下では同ロードマップの実現に向けて直面する課題および想定される対応策を示す。

##### (ア) 段階的な政策目標の制定の必要性

台湾当局は、「2050年台湾ネットゼロ排出に向けたロードマップおよび戦略の総説明」の中で、短期的には、2030年までに排出量削減に向けた実現可能な施策に取り組み、低炭素を達成。長期的には、2050年までに長期的なネットゼロ計画を展開すると打ち出している。他方、2030年または2040年までの段階的な目標は明確化されていない。

##### (イ) 台湾のエネルギー構成と産業構造が持つ特殊性

經濟部能源局の[エネルギー統計ハンドブック](#)によると、2021年の台湾のエネルギー供給量全体に占める輸入の割合は、97.7%に達する。主なエネルギー供給源は、原油、石炭、天然ガスで、主なエネルギー消費先は、エネルギー形態別では石油製品、電力、石炭・同製品、天然ガスなど。分野別では、工業分野における消費が最大で、次に輸送分野が続く。

2050年のネットゼロ排出目標の達成のためには、エネルギー供給における脱炭素化および再生可能エネルギーの推進が進むべき道であることは明らかであるが、同時に経済成長に必要な電力の安定供給、土地および海洋の全体計画、生態系保全など、さまざまな価値における衝突を克服する必要に迫られる。

エネルギーの需要サイドでも転換が必要である。半導体、電子部品、金属製造業などは台湾経済の重要な原動力だが、エネルギー多消費型産業に属しているため、産業の高付加価値化あるいはグリーン製造への投資強化に向けた改革が必要となる。当局による社会的合意形成への導き、具体的な行動の推進が求められる。

##### (ウ) 環境部による関連法改正、炭素費用徴収へ

2050年ネットゼロ排出の達成に向けて、行政院環境部は「温室効果ガス削減および管理法」の内容を大幅に改正し、「[気候変動対応法](#)」へと名称を変更のうえ、2023年2月15日に施行。温室効果ガスの長期削減目標を明確に規定したほか、炭素排出量に応じた炭素費用の徴収について新たに規定した（ただし、徴収比率、徴収対象、計算方法、徴収方法、申告、納付の流れ、納付期限など炭素費用の徴収に関わる細則などは、中央主管機関が別途定めるとされている）。

今後、炭素費用の徴収が開始された際には、排出量の多い産業が直接影響を受けるほか、電気料金引き上げの可能性も高まる。その際、一連の政策ツールを通じて衝撃を軽減し、社会の合意形成と市民参加を継続的に推進して、関係者の声に幅広く耳を傾けつつ対応していく必要があるだろう。

##### (エ) 「温室効果ガス排出量インベントリ」への対応要求

EU で 2022 年 12 月に炭素国境調整メカニズム (CBAM) の設置に関する規則案に関して、暫定的な政治合意に達したことを受け<sup>1</sup>、CBAM の対象製品を扱う台湾の事業者も対応準備を進める必要が生じている。CBAM は、2023 年 10 月 1 日から適用され、2025 年 12 月 31 日までを移行期間とされる。対象製品を EU に輸入する者は、まず輸入に伴う GHG 排出量を報告する義務を負う。2026 年 1 月 1 日からは、生産国・地域側での GHG 排出量を補償するため、CBAM 証書を購入することが義務付けられる。

他方、台湾金融監督管理委員会は、全ての上場企業・店頭公開企業 (子会社を含む) に対して 2027 年までの温室効果ガス排出量インベントリの完了および 2029 年までの温室効果ガス排出量インベントリの検証完了を要求している<sup>2</sup>。行政院環境部は 2022 年 5 月に「[温室効果ガス排出量インベントリ作業ガイドライン](#)」を公布、インベントリおよび実施方法について企業の理解向上を図り、対応を促している。

## (5)日本企業との連携が期待される分野

### (ア) 新エネ・省エネ、蓄電、脱炭素関連技術・産業

上述のとおり、再生可能エネルギーの発展を推進する台湾では、再生可能エネルギーの比率引き上げと同時に電力の安定供給の確保に向けて、分散型エネルギー管理システムの発展推進および電力網全体の強靱性向上が必要とされている。日本と台湾は、いずれも海に囲まれた地形であり、電力割当や電力網の強靱性、リスク管理などの面で連携可能とみられる。例えば、台湾では分散型グリッドの配電に関する判断や意思決定をサポートする先進システムが必要とされている。この他、台湾では、火力発電所における二酸化炭素回収・利用・貯留技術 (CCUS 技術) の導入や、発電原料として水素を正式採用するなどを計画している。他方、日本はすでに火力発電における水素・アンモニア混焼、CCUS 技術の研究開発、バーチャルパワープラントとマイクログリッド、蓄電システムなどの関連技術と経験の蓄積を有することから、これら技術の発展および産業育成の面で連携強化が期待できる。

### (イ) ZEB 関連技術

台湾は、「2050 年ネットゼロ排出ロードマップ」の中で、2050 年に新築建築物の 100% および既存建築物の 85% 以上を Nearly ZEB (ZEB に限りなく近い建築物) とする目標を打ち出し、炭素削減技術・炭素削減工法の研究開発と応用促進を「4 大戦略」の一つ「産業転換戦略」に組み込んでいる。

他方、日本では、ZEH (ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の普及に向けた取り組みが進められている<sup>3</sup>。ZEB および建築物のスマート化の推進において

<sup>1</sup> 詳細は [2022 年 12 月 14 日付ジェトロビジネス短信記事](#) 参照。

<sup>2</sup> 金融監督管理委員会「[上場企業・店頭公開企業の持続可能な発展に向けたロードマップ](#)」(2022 年 3 月 3 日)

<sup>3</sup> 2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画における「2030 年度以降新築される住宅について、ZEH 基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」「2030 年において新築戸建住宅の 6 割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」という政府目標の達成に向けて、ZEH の普及に向けた取り組みが進められている (詳細は [経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイト](#) 参照)

日本は多くの技術・経験を蓄積しており、今後、木材の保存技術や建築材料、建築の省エネ・炭素削減技術などで台湾との連携が期待される。

#### (ウ) ネットゼロ輸送関連技術

MaaS (Mobility as a Service) とは、これまでの交通サービスに、自動運転や AI などのテクノロジーを掛け合わせた、次世代の交通サービスを指す。MaaS は、ネットゼロを目指す輸送部門および関連企業をサポートする効果的なツールであり、近年、台湾交通部は MaaS の発展を積極的に推進。その中で国際連携の推進も図っている。

2022 年 5 月には、高雄市交通局、全日本空輸 (ANA)、台湾交通部運輸研究所が三者間で覚書を締結した。MaaS 分野における各者協力関係の構築などを進めるとしている<sup>1</sup>。

### 3. その他の関連政策

#### (1) 排出権取引制度の検討の経緯

##### (ア) 温室効果ガスオフセット制度

台湾では 2015 年 7 月 1 日に「温室効果ガス削減および管理法」が正式に施行され (ただし、上述のとおり同法は内容を大幅に改正され、「気候変動対応法」として 2023 年 2 月 15 日に施行)、環境部は、同法 22 条第 3 項に基づき「温室効果ガスオフセットプロジェクト管理法」を制定。オフセットプロジェクトの適用対象、申請規範、審査規定などが明記され、温室効果ガスのオフセット制度が構築された。

##### (イ) 温室効果ガスオフセット制度利用の申請手続き

温室効果ガスオフセット制度に関する手続きは、「温室効果ガスオフセットプロジェクト管理法」で規定される。企業は自らのニーズに応じて「計画型オフセットプロジェクト」または「方案型オフセットプロジェクト」を選択できる。前者の申請資格は、プロジェクトの実際の実行者または投資者が行うもの。後者の申請資格は、プロジェクト管理を統合し、クレジット割当を行う単一の管轄機関 (機構) となり、複数のサブプロジェクトからなる削減プロジェクトが該当する。

申請手続きは、登録申請およびクレジット申請の 2 段階に分かれる (図 3)。

まず、登録申請では、申請者は国連クリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism、CDM) または環境部が認可する削減方法に基づいてプロジェクト計画書を提出しなければならない。削減方法の例は、表 1 で示すとおり。また環境部の「[事業温室効果ガス排出量情報プラットフォーム](#)」上で、その他の削減方法を検索可能。

同計画書について、検査機関による検証を経たうえで、環境部への登録申請を行い、審査を経て登録完了後、プロジェクト実行並びに成果監視が可能となる。

---

<sup>1</sup> 全日本空輸 [2022 年 5 月 25 日付プレスリリース](#)に基づく。

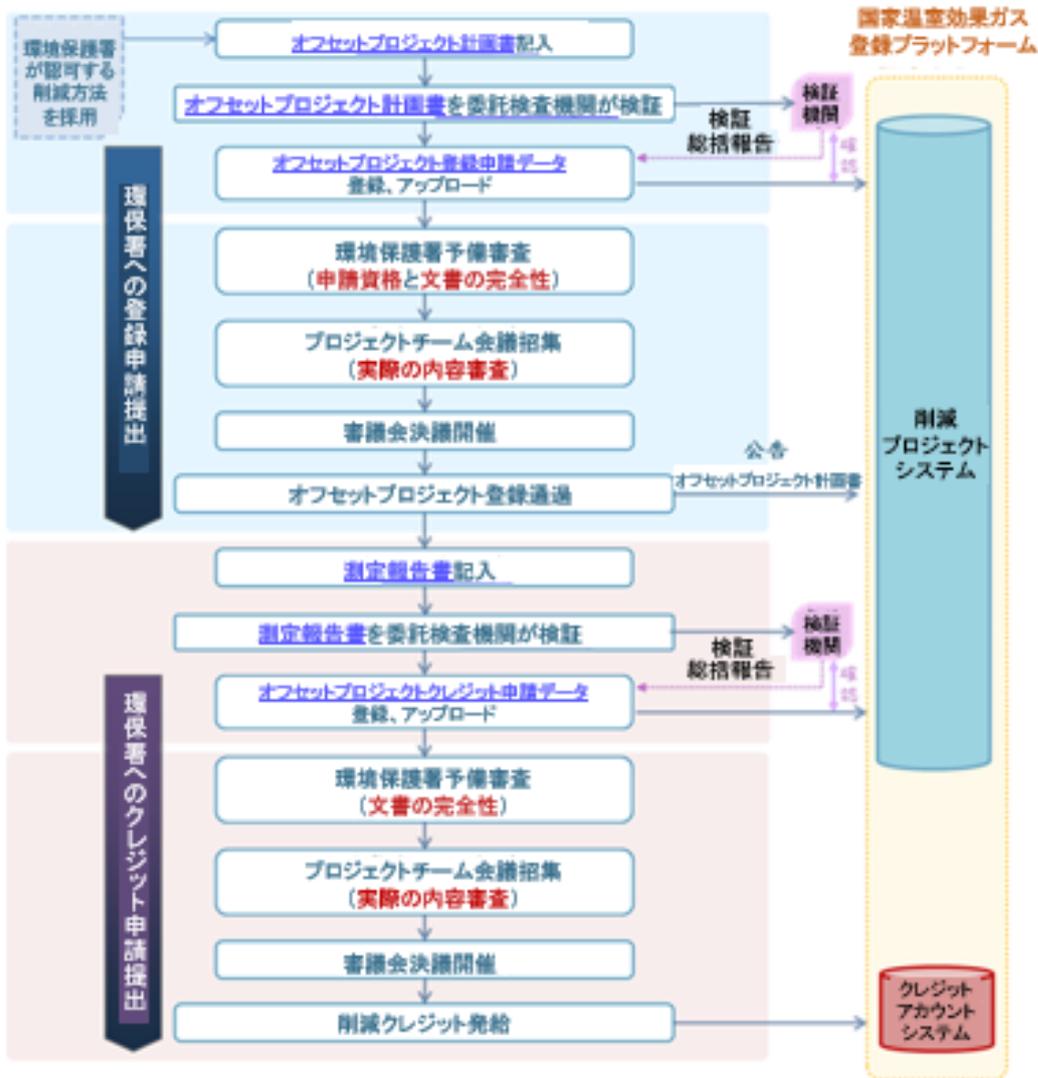
次に、クレジット申請段階では、オフセットプロジェクトの削減実績（測定報告書）が検査機関による検証および環境部の審査を通過後、申請者はクレジットを取得できる。

表 1 削減方法の種類および例

| 種類 | 削減方法の種類     | 例  |
|----|-------------|--|
| 1  | 再生可能エネルギー   | 水力発電、風力発電、太陽光発電、バイオマスエネルギー発電               |
| 2  | 低炭素電力転換     | 天然ガス                                       |
| 3  | 機能向上        | コンバインドサイクル発電機へ入れ替え、モジュール変換効率向上、廃熱回収、廃ガス再利用 |
| 4  | 燃料転換        | その他の低炭素排出燃料へ入れ替え、石炭を天然ガスへ転換                |
| 5  | 温室効果ガス削減    | メタン燃焼除去、亜酸化窒素の接触分解                         |
| 6  | 温室効果ガスの排出防止 | バイオマスの嫌気性発酵を防ぐ                             |
| 7  | 二酸化炭素吸収源    | 森林吸収                                       |

出典：工業技術研究院「[台湾温室効果ガスオフセットプロジェクト実行方法](#)」

図3 オフセットプロジェクトの申請の流れ

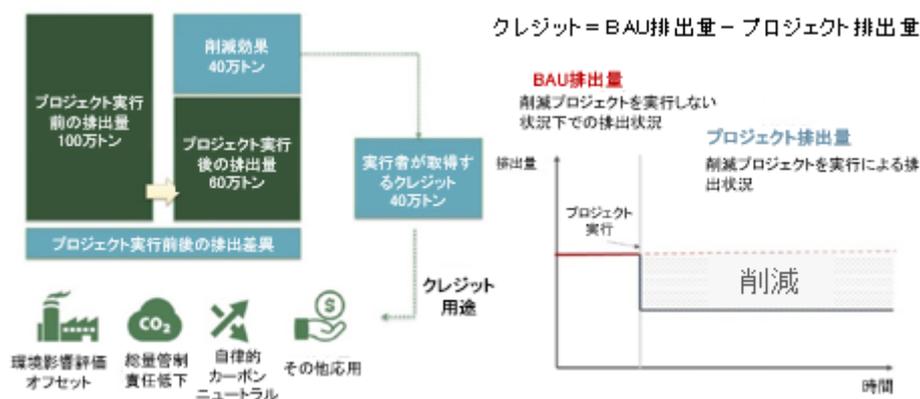


出所：環境部「事業温室効果ガス排出量情報プラットフォーム」

クレジットの計算方法は、BAU 排出量（削減プロジェクトを実行しない状況下での排出状況を指す）からプロジェクト排出量（削減プロジェクト実行による排出状況を指す）を差し引いた分、すなわちプロジェクト実行前後の排出量の差異から算出される。

図4のとおり、例えば実行者のオフセットプロジェクト実施前の温室効果ガス排出量が100万トンで、プロジェクト実行後の排出量が60万トンまで削減される場合、削減効果は40万トン、取得可能なクレジットも40万トンとなる。

図4 クレジットの算出



出所：環境部「温室効果ガス削減および管理法インベントリ登録法規とインベントリ実務」報告

## (2)炭素税と排出量取引制度の整備状況

炭素税の徴収について、気候変動対応法では、環境部は直接または間接に GHG を排出している排出源に対して、段階的に炭素税を徴収できると規定している。環境部が 2016 年に発表した「第 1 期インベントリ、登録すべき温室効果ガス排出量の排出源（以下、GHG インベントリ）」によると、炭素税徴収の対象は GHG の直接排出総量が年間 2 万 5,000 トン以上の電力、鉄鋼、石油、セメント、半導体、液晶などの特定業者としていた。しかし、2022 年 8 月に発表された第 2 期 GHG インベントリで、GHG の直接および間接排出総量が年間 2 万 5,000 トン以上の製造業であれば、業種を問わず徴収対象となった。環境部は 2023 年 8 月、2025 年に対象事業者から炭素税の徴収を開始すると発表している。なお、徴収額は 2024 年の炭素排出量を基準に計算する。炭素税は対象事業者ごとに税額が異なっており、再生可能エネルギーの利用など、GHG 排出量を削減することができた対象事業者向けには優遇制度が適用される。

また、気候変動対応法では、炭素排出量取引制度についても規定されている。企業や地方自治体が独自で、または共同で実施した GHG 削減につながる自主的排出削減プロジェクトは、政府の認証を経てカーボンクレジットとして発行され、政府規定の条件の下、他の企業などとの間で取引できるとした。対処法の細則が制定され、運用が開始されれば、当該カーボンクレジットは排出量をオフセットする手段として活用できるほか、前述の炭素税の徴収基準として計算される炭素排出量の控除などにも用いることができる。

なお、前述の EU が導入予定の CBAM については、移行措置が 2023 年 10 月から適用された。2025 年 12 月 31 日までの移行期間中に、炭素価格が課されていない対象製品を EU 域外から輸入する場合、対象製品の輸入量や、その製造過程で排出される GHG 排出量などを記載した CBAM 報告書を四半期ごとに提出することが義務付けられている。これを

受け、台湾の経済部は 2023 年 10 月 16 日以降、企業に対して専門家による関連手続きの説明会を各地で開催するほか、CBAM 申請専用窓口を設け、各種問い合わせに対応している。CBAM の対象品目はセメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム、化学品の 6 品目だが、台湾経済部の試算によれば、ねじなどの鉄鋼製品やアルミニウム製品の製造企業を中心に約 3,500 社が影響を受ける見込みだという（「経済日報」2023 年 9 月 25 日）。

こうした一連の政策に基づき、2023 年 8 月 7 日には高雄市に台湾炭素ガス排出量取引所（TCX）が設立され、同年 12 月 22 日から正式に取引を開始した。台湾当局は、今後の TCX における排出量取引について、取扱商品や対象によって大きく 3 つの取引形態に分けられるとした。それらは域内のカーボンクレジット取引に分類される「自主的な排出量削減取引」と「増量オフセット取引」、そして「域外カーボンクレジット取引」である。「自主的な排出量削減取引」とは、企業などが実施する自主的な排出量削減の取り組みに対し、政府の認証を経て発行されるカーボンクレジットを取引するものである。「増量オフセット取引」とは、一般市民の電気自動車（EV）への買い替えや企業のバイオマス燃料への転換などの取り組みに対し発行されるオフセットクレジットを、環境影響評価において使用するものである。域外のカーボンクレジットについては、企業に国際的なカーボンクレジットを提供するために、国際カーボンクレジット認証機関との交渉を進めるとした。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230037>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp